

◎新潟県告示第1317号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第3項の規定により、平岩要作ほか63名から区画整理事業下山河渡浜谷内地区に係る換地処分をした旨の届出があった。

平成24年11月2日

新潟県新潟地域振興局長